

協会活動報告

(平成 29 年版)

一般社団法人 投資信託協会

■平成 29 年協会活動報告

〔1〕 投資信託及び投資法人の啓発・普及活動	
(1) NISA、つみたて NISA 等の普及・拡大に向けた活動	1
(2) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の周知と普及・拡大に向けた活動	2
(3) 投信総合検索ライブラリーの機能拡充	3
(4) 若年層や投資未経験層を意識した Web コンテンツの拡充	3
(5) 「金融経済教育研究会」報告書を受けた取組み	4
(6) 講演会・セミナー・講師派遣の実施	5
(7) 大学における寄附講座の開設	8
(8) 証券知識普及プロジェクトにおける活動	10
〔2〕 投資信託及び投資法人に係る制度への対応	
(1) 資産運用業強化委員会	11
(2) ガバナンス懇談会	13
(3) 資産運用業に係る海外動向等の調査部会における調査・検討	13
(4) 平成 30 年度税制改正要望	14
(5) 資産運用業協議会の設置	15
〔3〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務	
(1) 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正	15
(2) 「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の一部改正	16
(3) 「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正	16
(4) 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正～親投資信託の受益証券を組み入れる上場投資信託に係る規則等の整備について～	18
(5) 改正個人情報保護法等の全面施行に係る対応	18
(6) 証券取引等監視委員会への業務説明	19
(7) 会員調査に関する活動	19
〔4〕 我が国資産運用業の国際的な発展のための活動	
(1) 第 32 回国際投資信託会議	20
(2) ICI 総会等への参加	20
(3) 第 22 回アジア・オセアニア会議への参加	21
(4) アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) への対応	21
(5) IOSCO 「集団投資スキームに係る流動性リスク管理に関する提言」への対応	23
(6) ルクセンブルグファンド協会 (ALFI) アジアロードショーへの参加	23
(7) オーストラリア金融サービス協議会代表団との意見交換会	24
(8) アイルランドファンド協会 (if) 東京セミナーへの参加	24
〔5〕 その他	
(1) 専任会長の就任	24
(2) 投資信託協会 60 年史の発刊	25
(3) アセットマネジメント業界トップ等と報道関係者との懇談会の開催	25
(4) 当協会における質問・苦情相談内容の公表	26
〔6〕 平成 29 年各種説明会及び研修会の開催状況	26

平成 29 年協会活動報告

当協会では、投資者の保護を図るとともに投資信託及び投資法人（以下「投資信託等」という。）の健全な発展に資するため、投資信託等の啓発・普及活動や制度改正の建議、自主規制ルールの制定などに取り組んでいます。

平成 29 年の主な活動状況ですが、まず、投資信託等の啓発・普及活動として、一般投資者に対し投資信託等に対する正しい理解の醸成や NISA（少額投資非課税制度）等の制度周知を目的に、セミナー等の啓発・普及活動を全国で展開しました。若年層や投資未経験層に対しては、ホームページの刷新や動画コンテンツの制作など Web を活用した施策を通じ多角的なアプローチを行っています。特につみたて NISA の制度開始を平成 30 年に控え、各関係機関とも連携を図り、同制度の周知にも努めてまいりました。

また、我が国の投資信託等における各種課題の検討やそれらへの対応、諸外国の資産運用業の在り方や国際的な金融規制の動向等についての調査などを行うため、理事会の下に複数の委員会等を設けこれに取り組んでいます。

さらに、公正性・信頼性確保のための自主規制業務として、会員が適切に運用業務を行うための規則整備を実施した他、個人情報保護法等の改正に対応し、会員が適正な情報管理体制を構築できるよう個人情報の保護に関するガイドラインの整備などを行いました。

国際的な活動としては、アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）への対応といった資産運用業の国際的な潮流への対応を図る他、各国の投資信託協会や関係団体との連携を一層強化すべく、国際会議等へ積極的に参加しています。

本報告書におきまして、平成 29 年の具体的な活動内容を報告いたします。

今後も当協会の活動に一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 30 年 4 月 1 日

一般社団法人 投資信託協会

〔1〕投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

投資信託等が安定的な資産形成の手段としてより多くの投資者に活用されるよう、正しい理解の促進や各種制度の周知等を目的に、以下の取組みを行った。

(1) NISA、つみたてNISA等の普及・拡大に向けた活動

当協会は、日本証券業協会をはじめとした関係諸団体と連携し、NISA（少額投資非課税制度）等の普及・拡大に向けた活動を行っている。本年は、つみたてNISAの制度開始を見据えた取組みも行った。活動の主な内容は以下のとおりである。

イ. 平成29年度税制改正により、つみたてNISAの創設が手当された。

これを受け、当協会では会員の事務対応を円滑に図るため、平成29年4月11日、金融庁より担当官を招き、つみたてNISAに係る説明会を正会員及び賛助会員の役職員を対象に開催した。

ロ. 平成29年10月からのつみたてNISAの申込み開始、平成30年1月からの買付け開始に向け、制度の円滑な導入・実施並びに制度の普及・促進を目的に日本証券業協会を事務局として「つみたてNISA推進・ハイレベル協議会」が設置された。当協会も本協議会に参画している。

ハ. 平成26年より金融庁が開始している「NISA口座の開設・利用状況調査」について、NISA推進・連絡協議会を通じて当協会へ同調査の依頼があり、当協会会員におけるNISA口座、ジュニアNISA口座の開設・利用状況を取りまとめ、直販分について金融庁に提出した。

ニ. NISAの日（毎年2月13日）にあわせ、NISA制度の周知・活用の促進を目的として、「NISAの日特別企画」を実施した。

実施内容は以下のとおりである。

① 講演会

投信フォーラム2017 in 京都 ～NISAで投信ははじめませんか～

開催日：平成29年2月11日（土）

会 場：KBSホール 京都市上京区

第1部／基調講演

「信頼を築くコミュニケーション～言葉は心をつなぐ～」

フリーアナウンサー

八木早希氏

第2部／パネルディスカッション

「どう使う？ 知って得する NISA と確定拠出年金」

コーディネーター

深野康彦氏

パネリスト

八木早希氏 運用会社の専門家2名

- ② 新聞記事広告 -日本経済新聞（朝刊）-
イメージ広告「投資信託のある人生を」
掲載日 平成29年2月12日（日）

ホ. NISA 制度の周知並びに促進を目的とした投資家向けの啓蒙コンテンツや情報の充実を図った。

実施内容は以下の通りである。

- ① Web コンテンツ「投資にかかる税金がゼロに！ NISA の話」
（詳細な内容については、（4）若年層や投資未経験層を意識した Web コンテンツの拡充に記載。）
- ② リーフレット「未来につむぐ 投資信託つみたて Book」
つみたて NISA を契機として新たに投資家となる層を意識し、サイズやイラストに工夫を加えたリーフレット。A5 版 8 ページ
- ③ 投信総合検索ライブラリー「つみたて NISA 対象ファンド表示機能」
投信総合検索ライブラリーにおいて「つみたて NISA」の対象となる投資信託のファンド名、基準価額、交付目論見書等の情報紹介ページを新設。

（2）個人型確定拠出年金（iDeCo）の周知と普及・拡大に向けた活動

厚生労働省では、平成29年1月からの個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大を踏まえ、平成28年に「確定拠出年金普及・推進協議会」を設置し当協会もこれに参画している。

本年は、同協議会内に設置された「iDeCo 広報実行委員会」が主体となり、活発な iDeCo の周知事業を実施した。主な広報活動は、テレビ広告を平成29年8月上旬及び30年1月上旬に15秒 CM を全国エリアで実施、ネット広告を同年7月から30年3月にかけて、Google、Yahoo!、YouTube において実施している。

また、地方新聞社との共催事業としてシンポジウム（事業名称：iDeCo シンポジウム2017）を全国3都市（9月24日に大阪、9月30日に福岡、

10月1日に札幌)において開催した。なお、本事業について当協会は、日本証券業協会と共に特別協賛として協力している。

(3) 投信総合検索ライブラリーの機能拡充

① 積立投資リターン機能

平成28年6月30日に取りまとめられた資産運用等に関するワーキング・グループの報告書において、「投資信託協会のホームページ等において提供されている個別の投資信託に係るパフォーマンス情報について、毎月一定額の積立投資をした場合などの仮定計算が容易にでき、投資家が簡便にその投資効果を実感できるような仕組みを設けることが必要である」との提言がなされた。これを受けて、投信総合検索ライブラリーのシステム改修を行い、平成29年2月より積立投資のリターン計算機能の提供を開始した。

② つみたて NISA 対象ファンド表示機能

平成30年1月より「つみたて NISA」が開始されることを受けて、その普及を後押しするため、投信総合検索ライブラリー等のシステム改修を行い、「つみたて NISA」の対象となる投資信託のファンド名、基準価額、交付目論見書等の情報紹介ページを新設し、平成29年12月より公開した。

(4) 若年層や投資未経験層を意識した Web コンテンツの拡充

当協会の Web サイトについては、平成29年1月サイトデザインの刷新及びスマートフォン等への表示対応(マルチデバイス対応)など全面リニューアルを行っている。

また、本年は動画や電子ブックなど時流に即した手法を用い、若年層や投資未経験層へのさらなるアプローチを試みた。

具体的な内容については以下のとおりである。

① 『「投資信託」と「J-REIT」をシンプルに解説します!』

「投資信託」及び「J-REIT」それぞれの金融商品が持つ特徴を、約3分の短い動画でシンプルにわかりやすく解説する動画コンテンツ。

② 「確定拠出年金の基本～企業型 DC の活用術～」

企業型 DC の制度概要、対象商品の基礎知識、マッチング拠出など基本的な事項について約40分の講義スタイルで解説した動画コンテンツ。本動画を社内研修などに活用してもらうため、動画内で使用するスライドを

PDF形式でダウンロード可能とした。

③「コツコツ投資でアワテナイ！ 積立投資の話」

経済コラムニスト 大江英樹氏へのインタビューを元に、投資における長期・分散・積立の有用性について解説した Web コンテンツ。

④「投資にかかる税金がゼロに！ NISA の話」

NISA、ジュニア NISA、つみたて NISA と 3 つの NISA 制度について、その概要や口座開設の方法などを解説した Web コンテンツ。また、同コンテンツには、3 つの NISA の使い分けなど、ライフステージ別の制度活用方法について FP 大竹のり子氏へ行ったインタビューを掲載している。

⑤「老後にしっかり備える！ 確定拠出年金の話」

個人型・企業型の確定拠出年金制度について、制度の概要説明や加入診断ツールなどを提供する Web コンテンツ。また、同コンテンツには、DC を活用した老後資金の形成について FP 山崎俊輔氏へ行ったインタビューを掲載している。

⑥「未来につむぐ 投資信託つみたて Book」

平成 29 年 11 月に発行した同名のリーフレットを、スマートフォンやタブレットでも閲覧しやすいよう電子ブックとして Web サイト上でも公開した。

(5)「金融経済教育研究会」報告書を受けた取組み

金融庁金融研究センターに設置された「金融経済教育研究会」において取りまとめられた報告書の提言について具体的な検討を行うため、金融広報中央委員会の下「金融経済教育推進会議」が設置されており、当協会もこれに参加している。

同会議では「最低限習得すべき金融リテラシーの内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化」を検討事項として掲げ、関係官庁及び関係団体と連携・協力してこれを行い、平成 26 年 6 月「項目別・年齢層別スタンダード」(マップ)を作成・公表した。これに関し「マップの内容を踏まえた大学生向けの金融リテラシー教育を試行的に実践する」との位置付けで、当協会を含む推進会議構成団体が講師を派遣する形で行う連携講義を、平成 29 年は、東京家政学院大学、青山学院大学、県立広島大学、慶応義塾大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学、武蔵野大学、椋山女学園大、大

学コンソーシアム大阪の 10 校で実施し、当協会も講師を派遣する等これに対応した。

(6) 講演会・セミナー・講師派遣の実施

① 投信フォーラム 2017 開催

啓発・普及事業の一環として、地方新聞社、全国地方新聞社連合会との共催による「投信フォーラム 2017 を大分、京都、山梨、金沢、山形、下関の 6 会場で開催した。

講演会の形式は二部構成で、第一部が開催地で知名度の高い著名人による特別講演、第二部を「どう使う？ 知って得する NISA と確定拠出年金」と題し、FP より投資信託の仕組み等や NISA、つみたて NISA や確定拠出年金の制度概要の説明を行い、FP をコーディネーターに、証券投資信託の運用会社、不動産投資法人の資産運用会社、第 1 部の登壇者の 3 名をパネリストに迎え、来場者からの事前集めた質問をもとにパネルディスカッションを行った。山梨会場では証券投資信託運用会社 2 名と第 1 部の登壇者の 3 名をパネリストに迎え、パネルディスカッションを行った。

なお、本フォーラムは、金融庁、金融広報中央委員会、財務省財務（支）局・財務事務所、信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、日本取引所グループ、不動産証券化協会、共同通信社から後援を受けている。

開催の概要は以下のとおりである。

イ. 投信フォーラム 2017 in 大分

主 催：投資信託協会、大分合同新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 29 年 1 月 28 日（土）

会 場：大分オアシスタワーホテル 5 階孔雀の間

テーマ：第一部「芸人のお財布」（落語家 三遊亭 歌奴氏）

第二部「どう使う？ 知って得する NISA と確定拠出年金」

（馬養 雅子氏）

パネルディスカッション

参加者数：230 名

ロ. 投信フォーラム 2017 in 京都

主 催：投資信託協会、京都新聞、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 29 年 2 月 11 日（祝・土）

会 場：KBS ホール

テーマ：第一部「信頼を築くコミュニケーション～言葉は心をつなぐ

～」(フリーアナウンサー 八木 早希氏)

第二部「どう使う? 知って得する NISA と確定拠出年金」

(深野 康彦氏)

パネルディスカッション

参加者数: 350 名

ハ. 投信フォーラム 2017 in 山梨

主 催: 投資信託協会、山梨日日新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日: 平成 29 年 5 月 27 日 (土)

会 場: 山梨県地場産業センター (かいてらす) 3 階大ホール

テーマ: 第一部トークショー「時事ネタを活用し楽しい生活」

(芸人・コラムニスト プチ鹿島氏

×YBS 山梨放送 櫻井 和明アナウンサー)

第二部「どう使う? 知って得する NISA と確定拠出年金」

(和泉 昭子氏)

パネルディスカッション

参加者数: 300 名

ニ. 投信フォーラム 2017 in 金沢

主 催: 投資信託協会、北國新聞、全国地方新聞社連合会

開催日: 平成 29 年 7 月 8 日 (土)

会 場: 北國新聞 20 階ホール

テーマ: 第一部「スイーツの経済学」

(パティシエ 辻口 博啓氏)

第二部「どう使う? 知って得する NISA と確定拠出年金」

(馬養 雅子氏)

パネルディスカッション

参加者数: 300 名

ホ. 投信フォーラム 2017 in 山形

主 催: 投資信託協会、山形新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日: 平成 29 年 9 月 23 日 (祝・土)

会 場: 山形国際交流プラザ (山形ビックウイング)

テーマ: 第一部「夢を掴む～私のバレーボール人生」

(元全日本女子バレーボール代表 高橋 みゆき氏)

第二部「どう使う? 知って得する NISA と確定拠出年金」

(神戸 孝氏)

パネルディスカッション

参加者数：181名

へ. 投信フォーラム2017 in 下関

主催：投資信託協会、山口新聞、全国地方新聞社連合会

開催日：平成29年11月25日(土)

会場：下関市民会館 2階 中ホール

テーマ：第一部「野菜っておもしろい！」

(野菜ソムリエ上級プロ/料理研究家

柳井 さつき氏)

第二部「どう使う？ 知って得するNISAと確定拠出年金」

(山崎 俊輔氏)

パネルディスカッション

参加者数：200名

② 日経ウーマンセミナー「マネー美人のための資産形成セミナー2017」

現役世代への啓発・普及活動を推進する観点から、働く女性を対象に、雑誌社とタイアップして、東京、福岡、大阪の3会場で資産形成セミナーを開催した。各開催当日は、平日の夜にも関わらず多くの女性が集まった。働く女性が自分らしく生きるための「マネー術」やNISA、つみたてNISAや確定拠出年金制度概要の説明を行った。平成29年福岡会場はWOMAN EXPO FUKUOKAにおいて実施している。

セミナーの形式は二部構成で、第一部は、FP 和泉昭子氏による働く女性のためのマネーとキャリアに関する基調講演、第二部のトークセッションでは、読者から寄せられた投資に関する悩みについて、和泉氏などが働く女性の立場に立ったアドバイスを行った。

開催の概要は以下のとおりである。

会場・日時

イ. 東京 大手町サンケイプラザ4F大ホール(参加者数：206名)

平成29年10月6日(金) 19:00~21:00

ロ. 福岡 福岡国際会議場 セッション会場E(参加者数：270名)

(WOMAN EXPO FUKUOKA)

平成29年10月8日(日) 19:00~21:00

ハ. 大阪 グランフロント大阪コンベンションセンターホールA

(参加者数：222名)
平成29年10月24日(火) 19:00～21:00

構成：第一部 基調講演

「お金に困らない女子になるために、極めるマネー美人道」
和泉昭子氏(生活経済ジャーナリスト/ファイナンシャルプランナー)

第二部 トークセッション

「ここが知りたい！私らしいマネー美人とは？」

和泉昭子氏

酒井恵利子氏(野村アセットマネジメント(株))

安原ゆかり氏(日経WOMAN編集長)

主催：日経WOMAN*CLUB 協賛：投資信託協会

③ 共催講座の実施

日本証券業協会と共催講座「はじめての資産運用講座」を実施した。
NISAとジュニアNISA、そして2018年より開始したつみたてNISAの導入により、新たに市場に参加する投資知識・経験の浅い個人投資家を対象に基礎編、実践編、特別編を全国66会場で120回を開催した。

④ 講師派遣の実施

投資信託の知識と理解の向上を目的に、市、消費生活センター、大学、確定拠出年金導入企業等からの要請に応じて、市民、学生、企業従業員、消費生活相談員等を対象としたセミナーや講座へ講師を派遣した。平成29年の派遣実績は、16件、延べ受講者数は731名であった。

(7) 大学における寄附講座の開設

当協会と日本投資顧問業協会は、教育機関における金融経済教育支援を通じて社会への貢献を果たすべく、平成17年から東西の主要大学において寄附講座を開設している。平成29年は昨年同様、早稲田大学、一橋大学、大阪大学、京都大学、神戸大学、名古屋大学、東北大学の7大学で開設し、計1,273名の学生が資産運用ビジネスを学んだ。

講義の内容はそれぞれの大学で若干異なるが、おおよそ資産運用の歴史的経緯、機能、社会的位置付けを概観し、ポートフォリオ理論を踏まえながら、投資信託やヘッジファンド、不動産証券化商品などの金融商品の仕組みや特性を説明する内容に加え、アセットマネジメントビジネスの実態に至るまで

幅広い分野が学べるよう工夫されている。社会に巣立つ前の学生にとっては、資産運用に関する知識が得られるだけでなく、数多くの実務家から多面的な実務が学べる貴重な機会でもあり、学生の資産運用ビジネスへの関心を高める契機にもなっている。

各大学における講座の概要は、以下の通りである。

<一橋大学>

講義名：「アセットマネジメント論」

開設期・回数：前期・全 13 回

受講者数：35 名

<大阪大学>

講義名：「アセットマネジメントの理論と実務」

開設期・回数：前期・全 15 回

受講者数：83 名

<神戸大学>

講義名：「アセットマネジメント（資産運用）の理論と実務」

開設期・回数：前期・全 14 回

受講者数：146 名

<京都大学>

講義名：「アセットマネジメントの実務と法」

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：244 名

<東北大学>

講義名：「アセットマネジメント」

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：299 名

<名古屋大学>

講義名：「アセットマネジメント概論」

開設期・回数：後期・全 14 回

受講者数：135 名

<早稲田大学>

講義名：「アセット・マネジメント（資産運用）の世界」

開設期・回数：後期・全 15 回

受講者数：331 名

(8) 証券知識普及プロジェクトにおける活動

当協会、日本証券業協会、日本取引所グループ等の証券団体等で構成する「証券知識普及プロジェクト」は、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、中立・公正な立場から、学校教育向けに金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般向けにはセミナーや講演会の開催等の普及・啓発事業を行っている。

平成 29 年における主な取組みは、以下のとおりである。

① 教育現場における「金融経済教育」の推進

イ. 体験型教材の提供

教育現場で授業を通じて金融経済への興味・関心を高めてもらうため、株式会社の仕組みや金融の仕組み等が学べる体験型の教材を中学校、高校向けにそれぞれ提供し、生徒たちが金融や経済の基本を学んだ。

- ・中学校向け教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状～」

- ・高等学校向け教材「ケーザイへの3つのトビラ」

ロ. 教員向け支援活動

教育現場における金融経済教育の必要性、提供教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を毎学期作成し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等に送付した。

また、生徒と教員が共に利用でき、金融経済の基礎的な知識を学ぶことができるWEBサイト「金融経済ナビ」では、スマートフォン対応を行うとともに、旬な経済ニュースをイラストつきで簡単に解説するなど、授業展開しやすいコンテンツを順次掲載した。

② 一般向け「証券投資の日」記念イベントの開催

若年層をメインターゲットとして投資無関心層の証券投資への興味関心の喚起をもって企画。9～11月にかけて全国 29 会場で約 2,700 名が参加。

イ. 講演会・セミナーの開催

東京及び横浜会場では、第1部は「妄想用婚姻届」というワークシートを活用しながら、ライフデザインについての解説、第2部は東京証券取引所の職員が将来のライフプランを見据えた資産形成の重要性について講演した。

その他の地区では各地区の特色を活かした講演会・セミナー、トークショーを展開し、全国29会場で約2,700人が参加した。

ロ. その他の活動

「証券投資の日」記念イベントに係る情報の効果的な発信や投資に関心の低い層に対するアプローチとして次の活動を行った。

- ・「証券投資の日」PRイベント（東京証券取引所内）の開催
- ・「証券投資の日」特設サイトの開設
- ・金融リテラシーや資産運用の基礎知識を問う診断コンテンツや、実際に投資をしている若年層が投資の経験談を語る座談会の模様を特設サイトに掲載
- ・参加型企画「証券投資の日」クイズの実施
- ・とうしくん特製クリアファイルの作成と配布

〔2〕投資信託及び投資法人に係る制度への対応

投資信託等の健全な発展に資するため、投資信託等における各種課題の検討や税制改正要望の提出等、以下の取組みを行った。

（1）資産運用業強化委員会

イ. 「資産運用業強化委員会」の設立経緯

我が国の資産運用業の運用力強化や投資家からの信頼向上に向けた課題を検討することを目的に、平成28年10月、理事会の下に「資産運用業強化委員会」を設置した。同委員会は、東京大学大学院 神作裕之教授を委員長とし、協会会員会社の役員等で構成された。同委員会で検討を行った課題は、投資信託協会が関係団体と連携し検討を進めてきた「資産運用等に関するワーキング・グループ」の報告書「資産運用等WG報告書」において指摘された課題であり、次の4点に整理して議論を行った。

- ① 投資信託のガバナンスの強化
- ② 資産運用会社の信頼向上のための取組み
- ③ ビジネス環境の整備等に係る課題
- ④ 中長期的資産形成等に係る課題

ロ. 29年の検討状況

平成 29 年中には、同委員会では主に次の事項について検討を行った。

- ① 投資信託のガバナンスのあり方の海外事例等の調査及び公表
これまでの投資信託のガバナンスに係る検討を踏まえ、平成 29 年 5 月、当協会のホームページに、「投資信託のガバナンス（中間報告）」（「資産運用業に係る海外動向等の調査部会中間報告の一環）を公表した。
- ② 投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み
投資信託運用会社が投資信託のガバナンス強化のために行っている事例を、当協会が収集・公表することについて議論が行われたことを踏まえ、平成 29 年 1 月より、投資信託運用会社の取組事例の収集及びホームページ上での公表を開始した。
- ③ 「投資信託の信認のための行動憲章」の制定
投資信託のガバナンスについて投資信託を運用する会員の信頼性向上のための取組みを広く周知するとともに、これらの取組みの重要性と方向性について全会員の理解を求めていくために、諸外国における取組みなどを参考に、投資信託協会の「行動憲章」を策定することについて議論した。こうした検討を踏まえ、同委員会では「行動憲章(案)」を策定し当協会理事会に報告し、同案については「投資信託の信認のための行動憲章」として理事会で決議され、平成 29 年 5 月に公表された。
- ④ ファンドの併合・償還に係る問題
ファンドの併合・償還の考え方を整理するための検討を行った。我が国では「小規模」ファンドが多数存在していることに鑑み、主にガバナンスの観点から併合・償還に係る問題について議論した。

ハ. 検討小委員会の検討状況

同委員会の下には、「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」及び「中長期的な資産形成等に係る検討小委員会」が設置された。平成 29 年における各小委員会の検討状況は以下のとおりである。

「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」は、4つの大きな柱①投資信託の併合、繰上償還について ②投資信託の運営に係る合理化、効率化 ③証券投資法人制度の活用の促進 ④ARFP 制度の促進 をテーマとして検討を行った。平成 28 年 11 月の初回会合開催に 6 つのサブ・ワーキンググループが設置され、平成 29 年に計 21 回開催された。（平成 29

年3月に4つのサブ・ワーキングに再編)

「中長期的な資産形成等に係る検討小委員会」の主な検討事項は、「顧客への情報提供の拡充」及び「確定拠出年金の利用促進」であった。前者については当協会ホームページにある「投信総合検索ライブラリー」の機能強化について検討を行った。後者については確定拠出年金法の改正を踏まえ、「指定運用方法の基準の在り方」及び「運用商品提供数の上限設定の考え方」等について、関係者と意見交換を行いながら検討を行うとともに『社会保障審議会企業年金部会「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」におけるご検討に関する要望』をとりまとめ、同専門委員会におけるヒアリングに参加し、米国の事例等も踏まえながら要望内容の説明を行った。

二. 報告書

同委員会は、同年6月に、検討小委員会からの報告を含め、検討背景及び検討内容を、「資産運用業強化委員会報告書」としてとりまとめた。

(2) ガバナンス懇談会

平成29年9月、理事会において、会長の諮問機関として「投資信託のガバナンス懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置した。

本懇談会は、資本市場のグローバル化が進み、国際競争力強化の必要が謳われ、また金融テクノロジーが進展する中で、投資信託運用会社が顧客本位の業務運営をより一層効率的且つ柔軟に行えるよう、「資産運用業強化委員会報告書」及び「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会中間報告書」における制度上の考え方等について、学識経験者の見解をまとめ、投資信託のガバナンスの向上を図ることを目的とした。

座長には、資産運用業強化委員会に引き続き、東京大学大学院 神作裕之教授が就任している。

(3) 資産運用業に係る海外動向等の調査部会における調査・検討

「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」等において資産運用業の強化、投資信託の普及・利用促進等に向けて様々な提言・課題が示されたことを踏まえて、平成27年9月に当協会理事会の下に「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」が設置された。

本年も引き続き、同調査部会にて、業界及び各社におけるベスト・プラクティスの追求に向けた検討・取組みの参考となるよう、米国、欧州、アジア地域等の資産運用業の動向について包括的な意見交換や諸外国の投資信託

の状況、制度・税制等に関して調査検討を行っており、平成 29 年 5 月にはこれまでの調査検討内容を取りまとめた中間報告書の要旨を公表した。また、同調査部会の調査項目の一つである「投資信託のガバナンス」について、米国と欧州を中心に調査した内容も併せて中間報告書として取りまとめ、公表した。

(4) 平成 30 年度税制改正要望

イ. 平成 30 年度税制改正要望については、「投資信託の制度・税制に関する専門委員会」及び「投資法人の制度・税制に関する専門委員会」で検討し、平成 29 年 4 月 28 日から 5 月 17 日までの間、会員会社に対する意見募集を行った。

また、日本証券業協会、日本取引所グループ及び金融庁等とも意見交換を行いながら、さらなる検討を行い、6 月には当協会としての要望を取りまとめ、その後、9 月には、日本証券業協会、日本取引所グループと当協会の三団体連名で要望について正式に機関決定を行った。

当協会に関連する主な要望は以下のとおりである。

- ・ NISA（一般 NISA・つみたて NISA・ジュニア NISA）の根拠法の制定及び恒久化、拡充及び簡素化等
- ・ 確定拠出年金制度の拡充（特別法人税の撤廃、拠出限度額の適切な引上げ、中途引出要件の緩和等）
- ・ 上場株式等の相続税評価額等の見直し
- ・ 投資信託、投資法人に係る二重課税の調整の改善と要件の見直し
- ・ 投資法人が国外資産に投資した場合の税制上の取扱いの改善
- ・ 投資法人に係る国内公募要件の明確化
- ・ 土地取得時の不動産取得税に係る軽減措置の延長

ロ. 平成 30 年度の税制改正大綱は、平成 29 年 12 月 14 日に公表された。当協会等が要望していた事項のうち、税制改正大綱に盛り込まれた要望事項や検討課題とされた主な事項は以下のとおりである。

- ・ NISA の非課税期間終了時に、特に意思表示をしない限り特定口座に移管する。口座開設申込時に、即日で買付を可能とする。
- ・ 公募投資信託を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じる。
- ・ 投資法人に係る課税の特例における投資法人の支払い配当等の額が、配

当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額について、関係法令の改正を前提に、その投資法人が納付した外国法人税額等の控除後の額とする。

- ・ 投資法人に係る国内公募要件については、法令解釈で対応する。
- ・ 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置、及び住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。
- ・ 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、今後の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- ・ デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

(5) 資産運用業協議会の設置

当協会及び日本投資顧問業協会が連携して資産運用業の発展に取り組むため、両協会の会長の下に「資産運用業協議会」を設置し、第1回会合を平成29年12月15日に開催した。

なお、テーマはその都度、両協会長が相談して決定し、参加メンバーについては、テーマに応じて、両協会長が相談の上決定することとしている。

[3] 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

投資家保護を図るとともに投資信託等の公正性・信頼性を確保するため、自主規制ルールの改正等、以下の取組みを行った。

(1) 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正

平成25年6月の「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正により、投資法人が海外不動産に投資するに当たり、一定の要件を満たす場合には、海外不動産保有法人の過半の株式または出資を間接保有することができることとされたが、資産の大半を海外不動産保有法人の株式に投資又は出資することについて、自主規制委員会の下「不動産投信専門委員会」にお

いて検討を重ね、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正（案）を策定し、平成 29 年 2 月 10 日より 2 月 24 日まで意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年 3 月 9 日付で規則の一部改正を行った。改正等の主な内容は以下のとおりである。

- ① 「不動産等」の定義に海外不動産保有法人が発行する株式又は出資に係る規定を追加する。
- ② 「不動産等の評価」に海外不動産保有法人の株式又は出資の評価額に係る規定を追加する。それに伴い、外貨建て資産について、外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記する旨を該当条項に追加する。
- ③ その他所要の整備

(2) 「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の一部改正

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の一部が改正（平成 28 年 6 月 3 日公布、平成 29 年 4 月 1 日施行）され、これに伴う「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」、「投資信託財産の計算に関する規則」、「投資法人の計算に関する規則」が一部改正（平成 29 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日施行）された。

これを踏まえ、本会の「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、理事会に附議の上、同年 5 月 18 日付で規則の一部改正を行った。改正等の主な内容は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の一部改正に伴う引用条項のずれ及び文言の修正である。

(3) 「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正

直接募集を行っている正会員は、日本証券業協会の「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」及び日本公認会計士協会の「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」を参考に、分別管理の法令遵守に関する検証業務（以下「検証業務」という。）と分別管理に関する合意された手続業務（以下「合意手続」という。）のいずれかを選択して分別管理監査を受検している。

日本証券業協会は、平成 27 年 4 月の「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、規則改正を行い、従来の検証業務に該当する保証業務に統一することとした。

これを踏まえ、当協会は、投資信託の受益証券及び金銭の分別管理と分別

管理監査について、その根拠を明確にするとともに、法令等に基づく公認会計士等による「顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務」（以下「保証業務」という。）を義務化することなどとした「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、平成 29 年 4 月 14 日より 5 月 12 日まで意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年 6 月 8 日付で規則の一部改正を行った。主な改正等の内容は以下のとおりである。

- ①「受益証券等の直接募集等に関する規則」では、
 - イ．受益証券の保管の預託及び分別管理について、
 - (i) 投資信託受益権の分別管理及びその分別管理状況の監査の義務の明確化
 - (ii) 経営者報告書の作成等に関する規定の新設及び投資信託委託会社等会員が受検する分別管理監査を、日本公認会計士協会が定める保証業務とすること
 - (iii) 投資信託委託会社等会員は、経営者報告書の作成に当たり、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備、運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならないこと
 - ロ．投資信託委託会社等会員に係る受益証券等の預託の禁止について削除し、投資法人資産運用会社等会員に係る金銭又は有価証券の預託の受入れの禁止について規定
 - ハ．金銭の分別管理及び分別管理監査については、「受益証券の分別管理監査に係る規定」を準用するなどを規定した。
- ②「受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則」では、経営者報告書の記載事項及び参考様式などを規定した。
- ③「受益証券等の直接募集等に関する規則」第 11 条及び第 12 条に規定する「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」等を新設した。なお、実施日については、同年 6 月 8 日からとした。ただし、規則第 11 条及び第 12 条に係る分別管理監査については、平成 30 年 3 月 31 日から実施することとした。

また、この改正の施行の日前に改正前の規則第 12 条の規定による公認会計士又は監査法人の監査を受けていた会員については、平成 30 年 3 月 31 日までの間を基準日として実施する監査については、従前の例によることがで

きるものとするとともに、従前の監査報告書等を提出することができるものとした。さらに、本件については、日本公認会計士協会（業種別委員会）において、同年6月23日付で、「業種別委員会実務指針第56号『受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針』」の公表が行われた。なお、本実務指針は、平成30年3月31日以後の日を保証対象日として実施する分別管理の法令等遵守に関する保証業務から適用される。

（４）「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正～親投資信託の受益証券を組み入れる上場投資信託に係る規則等の整備について～

会員会社から要請のあった、親投資信託の受益証券を組み入れる上場投資信託の決算処理にあたり必要な規則上の手当てについて、自主規制委員会の下で計理専門委員会で検討を行い、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、平成29年11月10日より11月24日まで意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年12月21日付で規則の一部改正を行った。主な改正の内容は以下のとおり。

- ・従前の同規則において、ファミリーファンドの収益分配の処理において上場投資信託子ファンドは考慮されていなかったため、上場投資信託子ファンドに関する規定を第60条第1項第3号に新設。
- ・同細則、別紙様式第5号において規定されている「上場投資信託収益分配金計算書」において、「親ファンドの配当等収益額」を新たな区分として追加。
- ・その他の所要の整備

（５）改正個人情報保護法等の全面施行に係る対応

改正個人情報保護法等及び個人情報の保護についての関連ガイドライン並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が、平成29年5月30日に全面施行された。

当協会は、認定個人情報保護団体として、改正個人情報保護法等の全面施行に対応するため、「個人情報の保護に関する指針」の一部改正、「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説について」の新設、並びに個人情報の保護に係る関連諸規則の一部改正を行った。

これらの改正等は、平成29年4月20日及び5月18日の理事会において承認され、5月30日より実施された。

(6) 証券取引等監視委員会への業務説明

平成 29 年 6 月 13 日に証券取引等監視委員会に対し、以下の通り当協会の活動状況等について業務説明を行った。

① 協会の活動状況

- イ. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動
- ロ. 投資者等の金融リテラシー向上に向けた活動
- ハ. 情報公開事業
- ニ. よりよい投資信託等の制度構築に向けた活動

② 自主規制機能の発揮

- イ. 正会員に対する立入調査の実施等
- ロ. 正会員に対する書面調査（第 10 回アンケート）の実施
- ハ. 法令等違反に係る本会への報告制度と報告等の状況
- ニ. 正会員に対する処分等状況
- ホ. 苦情相談等の対応

(7) 会員調査に関する活動

① 平成 28 年度（平成 29 年 1 月～3 月）の会員調査

平成 28 年度については、同 28 年 3 月 31 日に会員に周知した会員調査方針・計画に基づき、正会員 2 社に対する立入調査を実施した。

平成 28 年度の立入調査の実績は、上半期 5 社、下半期 5 社の計 10 社に対して実施している。

その結果については、下期分と併せ通期分として、平成 29 年 4 月 24 日に会員に周知した。

また、平成 28 年 11 月 21 日を基準日として実施した書面調査である第 10 回アンケート調査についても、その結果を取りまとめ、同 29 年 5 月 22 日に会員に周知した。

② 平成 29 年度（平成 29 年 4 月～12 月）の会員調査等

平成 29 年度については、当協会事業計画の「I. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動」に掲げたとおり、「(1) 正会員における法令・自主規制規則の遵守・態勢整備状況及び業務運営の実態等を会員調査等により検証し、調査対象先に問題点を通知するとともに、必要な改善を求める。また、正会員に向けた会員調査結果の情報還元及びコンプライアンス研修会等により事前予防効果を高め、正会員の自己規律能力の向上と投資者保護の強化に資する。」に示された方針のもと、これに向けて平成 29 年

3月31日に会員に周知した「平成29年度会員調査方針・計画」により正会員に対する立入調査を効率的・効果的に実施するなどによって、正会員の業務運営の更なる向上を図り、投資運用業の健全な発展及び投資者の保護に資するべく努めることとした。

立入調査については、年末及び年度末における被調査会員の負担軽減を図ること等から、年10社程度の立入調査を実施することとしており、計画のとおり実施した結果、平成29年中には平成28年度分2社を含む合計10社の立入調査を実施している。

また、平成29年12月には、書面調査である第11回アンケート調査を実施したほか、正会員の法令等遵守態勢の充実・強化を図るため、引き続き四半期毎に、当協会に報告のあった法令違反等の事例をとりまとめ、その概要や管理体制の改善状況等について匿名の形で正会員に周知した。

さらに、証券取引等監視委員会からの要請を受け、金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項を会員に周知した。

〔4〕我が国資産運用業の国際的な発展のための活動

資産運用業を取り巻く国際的な潮流への対応を図るとともに、国際金融都市としての我が国のプレゼンス向上に寄与すべく、以下の取組みを行った。

（1）第32回国際投資信託会議

第32回国際投資信託会議及び国際投資信託協会の年次総会は、平成29年10月2日から4日にかけてスイスのチューリッヒにおいて開催された。32の国と地域から66人が参加し、当協会からは会長、副会長他2名が出席した。本年の会議では、「グローバルなファンドの潮流」、「ファンドの流動性リスクマネジメント」、「人口動態の変化とファンド業界」、「コミッション後の世界」、「欧州、アジア、米国における規制の潮流」、「各地域の動向」等のパネルディスカッションやスピーチが行われた。当協会はこのうち、「各地域の動向」のセッションに参加し、本会の行動憲章の制定やスチュワードシップコードの拡充、顧客本位の業務運営の動向等についての説明を行った。また、本会議開催中に開催された理事会及び総会において国際投資信託協会の会長に南アフリカの投信協会が、副会長に当協会がそれぞれ選任された。

（2）ICI 総会等への参加

平成29年5月3日から5月5日にかけて、ICI（米国投資会社協会）の年次総会が3日間開催され、当協会からは副会長、他1名が出席した。また、

同総会には多くの諸外国の投資信託協会も参加していることから、この機を捉え、併せて開催される国際投資信託協会の理事会及び委員会等関連会合にも当協会は出席し、グローバルな資産運用業界の動向等について意見交換を行った。

(3) 第 22 回アジア・オセアニア会議への参加

第 22 回アジア・オセアニア会議は平成 29 年 3 月 26 日～28 日、フィリピン・マニラで開催された。オーストラリア、バングラディッシュ、中国、台湾、香港、インド、日本、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、タイの 13 協会が参加した。

会議では、6 つのテーマについて議論が行われ、当協会からは大久保副会長が「年金ファンドの最新動向」のパネルディスカッションにパネリストとして参加した。世界の年金制度を概観するとともに、日本の年金制度の概要と最新動向（GPIF、個人型 DC 等）及びその課題等について説明した。

(4) アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）への対応

アジア地域ファンド・パスポート（英文名称：Asia Region Funds Passport（以下「ARFP」））制度については、平成 28 年 4 月に「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書」（英文名称：Memorandum of Cooperation on the Establishment of the Asia Region Funds Passport（以下「ARFP・MOC」））が締結され、ARFP・MOC が平成 28 年 6 月末に発効したことから、平成 29 年 12 月末までを目途に、当初参加 5 カ国（日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、タイ）において法令等の準備が進められた。

日本については、金融庁からの要請を受け、日本から輸出する ARFP ファンドの申請手続は当協会が、日本に輸入される ARFP ファンドの申請手続は日本証券業協会が受付窓口となり、当局と自主規制団体が協力した形で ARFP ファンドの輸出入手続に当たることとなった。

ARFP ファンドの輸出手続の受付窓口となる当協会としては、平成 28 年秋に発足した資産運用業強化委員会の下に設けられた「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」の下に「ARFP 制度の推進に関するサブ WG」を設け、協会員を始めとする関係者の協力を得ながら、日本から輸出する ARFP ファンドのスキーム等の検討を進めたところ、平成 29 年 4 月に日本で開催された参加国当局による対面会合の場で日本の輸出スキーム案を提案し、平

成 29 年 6 月にはサブ WG の中間報告を取りまとめ、協会員向けに周知した。

平成 29 年 12 月、金融庁 HP に「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（以下「ARFP 実施要領」）が公表された。ARFP 実施要領ではファンドの輸出手続きについて以下のように定められている。

- イ. ARFP・MOC に基づき、我が国よりファンドを輸出するに際し、金融庁において ARFP ファンドとしての登録がなされる場合、その申請手続は、以下のとおり実施するものとする。
 - ロ. 申請者（日本から輸出するファンドの運用業者）は、金融庁宛に別添 1 「アジア地域ファンド・パスポート確認事項書（以下「ARFP 確認事項書」）」及び付属書類を作成し、当該申請書類を投資信託協会（以下「投信協」）に提出する。投信協は、当該申請書類を受け付け、確認を行った後、金融庁に送付する。当該申請書類を受領した金融庁は、ARFP・MOC に基づき、ARFP ファンドとしての適合性を確認し、申請者へその結果を連絡する。
 - ハ. 金融庁より ARFP 要件適合の連絡を受けた申請者は、金融庁に対して投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」）第 4 条に基づく投資信託約款の届出を行う。また、別添 2 「ARFP 登録確認書（ARFP 登録要件を満たしていることを証する書面）」を提出し、ARFP 登録申請の確認を受ける。
- ニ. 金融庁は、申請者に対し ARFP 受理番号を交付し、同登録確認書等を金融庁 HP に掲載した上で、ホスト国当局へ ARFP ファンドとして登録した旨の連絡を行う。

今後については、金融庁とともに他の参加国の導入状況等を把握するとともに、日本から ARFP ファンドを輸出するために必要な輸出先国の投資信託市場の調査等を行い、協会員向けに周知し、今後のファンド輸出が円滑に実現されることを目指す。

(5) IOSCO「集団投資スキームに係る流動性リスク管理に関する提言」への対応

平成 29 年 7 月 6 日、証券監督者国際機構 (IOSCO) は、「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言」と題する市中協議文書を公表した。これは、同年 1 月に金融安定理事会 (FSB) が公表した「資産運用業の活動からの構造的な脆弱性に対応する政策提言」の内容を踏まえ、同機構が平成 25 年に公表した集団投資スキームの流動性リスク管理に関する原則を改訂することを意図したものである。

本会では、8 月 18 日まで会員全社に意見募集をすると共に、「投資信託の制度・税制専門委員会」において、意見のとりまとめに向けた検討を行い、9 月 15 日付で IOSCO に意見書を提出した。

提出した意見として、

- ① IOSCO の提言の改正の方向性については基本的に賛同するが、個別具体的な流動性管理ツール導入の是非等については各国の事情を勘案すべき旨
- ② 米 SEC の規制の事例を参考にしつつ、現物出資現物交換型 ETF について適用除外とすべき。
- ③ 日本では、オープンエンド型ファンドが主流であることもあり、流動性ミスマッチ管理については組成の段階からはじまり、運用時にも十分考慮されていることを主張した上で、こうしたミスマッチの管理については現行の規制との関係を踏まえて検討すべき旨
- ④ 流動性リスクの開示については、投資家の誤解を招かぬよう、考えられる流動性リスクを適切に管理している旨を開示するとともに、当該管理の実効性については当局によるモニタリングで担保してはどうか。
- ⑤ ストレステスト等による流動性リスクの継続的な評価では、ストレステストについては一律適用とすべきではないことに言及するとともに、テストの実施回数よりも、運用しているファンドの性格に応じたテストとなっているかどうかを肝要である。

等を挙げている。

なお、IOSCO ではこれら意見募集の結果を踏まえ、平成 30 年 2 月 2 日付で「ファンドの流動性リスク管理改善のための提言およびグッドプラクティス」を公表している。

(6) ルクセンブルグファンド協会 (ALFI) アジアロードショーへの参加

平成 29 年 1 月 11 日、ALFI 主催によるアジアロードショーがコンラッド

東京にて開催された。ALFI 会長、当協会大久保副会長による歓迎挨拶、ルクセンブルグ大公国財務大臣のスピーチに続いて、ルクセンブルグ金融規制当局と金融庁による対話、ブ렉ジット、投資家保護、アジア経済の展望と欧州への影響、フィンテック等、世界の資産運用業界をとりまく最新動向について、講演やパネルディカッションが行われた。なお、当ロードショーは平成 30 年 1 月にも開催されており、当協会から岩崎会長が参加した。

(7) オーストラリア金融サービス協議会代表団との意見交換会について

平成 29 年 10 月オーストラリア金融サービス協議会 (FSC) 代表団が来日し、10 月 10 日、FSC 代表団と日本の金融業界関係者との意見交換会が PwC 東京大手町オフィスにおいて開催された。

オーストラリア金融大臣による講演に続いて開催されたラウンドテーブルには、オーストラリア貿易投資促進庁 (Austrade)、FSC 代表団 (豪金融機関等の代表者)、金融庁、日本の金融機関の代表者が参加した。日本の資産運用業界の代表として当協会会員会社、岩崎協会長が参加し、日豪経済連携協定 (JAPEA)、アジア地域ファンドパスポート (ARFP) 等をテーマに活発な意見交換を行った。

(8) アイルランドファンド協会 (if) 東京セミナーへの参加

平成 29 年 10 月 20 日、アイルランドファンド協会 (if) 主催によるセミナーがパレスホテル東京にて開催された。駐日アイルランド大使の歓迎挨拶に続き、当協会岩崎会長が開会挨拶を行った。その後、アイルランドファンド業界のアップデート、欧州におけるオルタナティブ投資、世界及び欧州の金融規制動向、市場・商品・販売をとりまく状況等について、講演とパネルディカッションが行われた。

[5] その他

(1) 専任会長の就任

平成 29 年 6 月 30 日、定時総会後の臨時理事会において、白川真前会長の後任に、元野村証券(株)副社長の岩崎俊博会長を選任し同日付で就任した。

また、副会長として、正会員会社からアセットマネジメント One(株)の西恵正社長を選定し、同日付で就任した。

(2) 投資信託協会 60 年史の発刊

当協会は平成 29 年 7 月 10 日に創設 60 周年を迎えたことから、直近 10 年間にわたる活動記録等を取りまとめ、同年 12 月「投資信託協会 直近 10 年の歩み - 協会創設 60 年にあたって-」を発刊した。

(3) アセットマネジメント業界トップ等と報道関係者との懇談会の開催

当協会では、平成 29 年 9 月から、アセットマネジメント業界トップ等の方に講師を依頼して、業界を巡る諸課題等に関し、報道関係者の方々と懇談を実施している。

平成 29 年における実績は以下のとおりである。

開催日	テーマ	講師名
平成 29 年 9 月 6 日	・投資信託・投資法人の現況や課題	・当協会職員
10 月 26 日	・アセットマネジメント One のチャレンジとこれからの日本の資産運用	・アセットマネジメント One(株) 西 惠正取締役社長
11 月 24 日	・当協会の広報活動及び発表資料について	・当協会竹腰事務局次長
	・これからの投資信託の役割とは～投資文化の普及のために～	・レオス・キャピタルワークス(株) 藤野 英人取締役社長
12 月 21 日	・つみたて NISA 商品紹介サイトの公開	・当協会市倉システム業務室長
	・日本の資産運用業界が抱える課題と今後の投信ビジネスに対するピクテのビジョン	・ピクテ投信投資顧問(株) 萩野 琢英取締役社長
平成 30 年 1 月 29 日	・J リートの発展～展望と課題～	・不動産証券化協会 内藤 伸浩専務理事
2 月 22 日	・「SMAM における『FD2.0』の実践」(仮題)	・三井住友アセットマネジメント(株) 松下 隆史取締役社長兼 CEO
3 月 20 日	・投資信託に係るアンケート調査結果	・本会竹腰企画政策部長
	・「国策たる『つみたて NISA』の政策意図」	・セゾン投信(株) 中野 晴啓代表取締役社長

(4) 当協会における質問相談・苦情内容の公表

平成 29 年 1 月から 12 月に当協会等が受付けた苦情・相談等の状況は以下のとおりである。

① 投資信託に関するもの

イ. 質問相談関係

- ・当協会が受付けた件数 99 件
- ・FINMACが受付けた件数 38 件

主な内容は、購入に当たって委託会社や商品内容の相談、基準価額の上昇に伴う売却タイミングの相談等、購入や換金に関する質問等。

ロ. 苦情関係

- ・当協会が受付けた件数 1 件
- ・FINMACが受付けた件数 6 件

内容は、買付注文の締め切り時間に関すること等。

ハ. あっせん

- ・当協会が受付けた件数 0 件
- ・FINMACが受付けた件数 0 件

② 個人情報に関するもの

平成 29 年 1 月から 12 月までにおける会員の個人情報の取扱いに対する一般投資家からの質問相談及び苦情は皆無であった。

[6] 平成 29 年各種説明会及び研修会の開催状況

当協会では、会員会社向けに下記説明会及び研修会を開催した。

◆正会員向けコンプライアンス研修会

開催日：平成 29 年 1 月 26 日

講師：【Ⅰ部】金融庁 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長

【Ⅱ部】投資信託協会 会員調査部長

テーマ：【Ⅰ部】「証券検査を巡る最近の動向について」

【Ⅱ部】「平成 28 年度会員調査結果等について」

◆証券取引等監視委員会「第 9 期中期活動方針」に係る説明会

開催日：平成 29 年 2 月 8 日

講師：金融庁 証券取引等監視委員会 委員

テーマ：証券取引等監視委員会 中期活動方針(第 9 期)

～四半期の活動を踏まえたステージへ～

<p>◆『顧客本位の業務運営に関する原則』に係る説明会 開催日：平成 29 年 2 月 10 日 講 師：金融庁 総務企画局市場課 職員 テーマ：顧客本位の業務運営に関する原則について</p>
<p>◆個人情報の取扱いに関する研修会 開催日：平成 29 年 3 月 27 日 講 師：個人情報保護委員会事務局 総務課 上席政策調査員 総務課 参事官補佐 金融庁 総務企画局企画課調査室 専門官 テーマ：改正個人情報保護法等について</p>
<p>◆積立 NISA に係る説明会 開催日：平成 29 年 4 月 11 日 講 師：金融庁職員 テーマ：積立 NISA について</p>
<p>◆サイバーセキュリティ強化に関する説明会 開催日：平成 29 年 9 月 28 日 講 師：金融庁 監督局 総務課 監督管理官（システムモニタリング担当） テーマ：金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組について</p>
<p>◆投資法人資産運用会社向け業務研修会 開催日：平成 29 年 12 月 19 日 講 師：金融庁 監督局 証券課 資産運用室 課長補佐 テーマ：投資法人の運営において資産運用会社が留意すべき事項等について</p>
<p>◆証券投資信託委託会社向け業務研修会 開催日：平成 29 年 12 月 22 日 講 師：金融庁 監督局 証券課 資産運用室 資産運用調整官 金融庁 監督局 証券課 課長補佐 テーマ：証券投資信託委託会社が留意すべき事項等について</p>
<p>◆正会員向けコンプライアンス研修会 開催日：平成 30 年 1 月 25 日 講 師：【I 部】投資信託協会 会員調査部長 【II 部】金融庁 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 テーマ：【I 部】投資信託協会の会員調査等について 【II 部】証券取引等監視委員会の活動状況について</p>

◆個人情報の取扱いに関する研修会

開催日：平成30年3月22日

講師：個人情報保護委員会事務局 参事官補佐・弁護士

テーマ：改正個人情報保護法のポイント－匿名加工情報を中心に－